



高額介護合算療養費の申請書を送付します

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するための制度です。

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4490

支給の見込みがある世帯に
12月中旬以降、申請書を送付します

対象は、平成27年7月31日時点で八代市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している世帯です。

計算期間内の途中で保険が変わった場合や市町村を越える住所変更をした場合は、申請書が届かない場合があります。

申請する場合は、下記の**支給要件**と**算定基準額**を参考に申請してください。以前加入していた医療保険者または介護保険者から発行された

「自己負担額証明書」が必要になる場合があります。

詳しくは担当窓口にご相談ください。



計算期間

平成26年8月1日～平成27年7月31日

申請に必要なもの

健康保険証、介護保険証、印かん、支給対象者名義の通帳、自己負担額証明書（必要に応じて）

申請書提出先

国保ねんきん課
各支所庁舎内の健康福祉地域事務所

請求の時効

計算期間の末日（7月31日）の翌日から2年以内

支給対象者、支給要件、算定基準額

1 八代市国民健康保険加入者

●支給対象者

世帯主

●支給要件

計算期間内に、世帯内の国民健康保険加入者全員が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額から、左表の算定基準額を差し引いた額が500円を超えた場合。

※70歳未満の人は、個人ごとに1カ月の領収書の自己負担額が、同じ医療機関で入院・外来ごとに21000円を超える分が合算の対象です。

●算定基準額

（基準日：平成27年7月31日）

70歳～74歳のみ		70歳未満を含む	
区分	算定基準額	区分	算定基準額
① 保険証兼高齢受給者証の負担割合が3割となっている場合	67万円	国保課税所得が901万円越	176万円
一般（①②以外）	56万円	〃 600万円越 901万円以下	135万円
		〃 210万円越 600万円以下	67万円
② 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合	区分Ⅱ	〃 210万円以下	63万円
	区分Ⅰ※1	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合	34万円

※1・・・世帯の各所得が0円
年金収入の場合は80万円以下の人

2 後期高齢者医療制度加入者

●支給対象者

後期高齢者医療制度加入者本人

●支給要件

計算期間内に、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額から、左表の算定基準額を差し引いた額が500円を超えた場合。

●算定基準額

（基準日：平成27年7月31日）

区分	算定基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

3 八代市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者

加入している医療保険者にご相談ください。

